安心会計ニュース

発 行 者 税理士法人橋本会計 電話(03)5442-2631

2022年3月10日発行

2022年の個人節税を検討しましょう!

令和3年分(2021年)の確定申告も終了にかかっておりますが、個人節税については1年を通じての支払による節税対策が主なので、早い段階で節税対策についての検討・実施が有効です。

令和 3 年分の確定申告書をご確認いただき、今年実施する節税対策についてご検討をお願い申し上げます。

1. 現状の所得控除項目(節税対策)の検討

節税対策項目 (控除)	控除限度額	控除の内容	提案
社会保険料控除	50 万円~150 万円	国保、国民年金、社会保険個人負担分	-
小規模企業共済掛金控除	27 万円~81 万円	小規模共済、確定拠出年金	確定拠出年金は 50 歳ま でに加入
生命保険料控除	12 万円	生命保険、年金保険、介護保険	介護保険の加入検討
地震保険料控除	5 万円	地震保険	加入有無確認
寡婦・ひとり親	27 万円~35 万円	自身が寡婦、ひとり親	未婚のひとり親も対象
控除			
勤労学生・障害	27 万円	自身が対象	-
者控除			
配偶者控除	76 万円	配偶者控除、配偶者特別控除	配偶者の所得確認
扶養控除	38 万円~63 万円	子、両親、兄弟姉妹	対象者確認
基礎控除	48 万円	-	所得額により限度有
雑損控除	災害損失-5 万円	自然災害、盗難等の損失	所得額により限度有
医療費控除	200 万円	医療費、薬品費	セルフメディケーション
			税制
寄付金控除	寄付額-2千円	国、公益法人、都道府県等	返礼品の課税あり

2. 令和 4 年節税対策の提案(企業型 DC 加入検討)

企業が確定拠出年金を負担して、従業員が運用する企業型 DC について制度改正があり、加入面、運用面のメリットがさらに広がります。

(改正の内容)

- (1) 加入可能年齢が 60 歳から 7 0 歳に引上げられます(2022 年 5 月から) *iDeCo の場合は、65 歳未満に拡大
- (2) 受給開始時期が65歳から75歳までの間で選択可能(2022年4月から)
- (3) iDeCo との併用が可能(事業主掛金と iDeCo 合計 5 万 5 千円、iDeCo 上限 2 万

歯科会計®

2022 年度診療報酬改定検討項目

令和4年4月に行われる診療報酬改定について、現状の検討項目をお知らせいたします。

	歯科初診料	261点 → 264点 (+3点)	
初診料 再診料	特別対応連携加算	100点 → 150点 (プラス50点)	
	電子的保健医療情報活用加算	新設 → 7点	
	歯科再診料	5 3 点 → 5 6 点 (+3 点)	
	電子的保健医療情報活用加算	新設 → 4点(月に1回限り)	
	歯周基本治療処置	1 口腔につき 1 0 点 → 削除	
	歯周病安定期治療()	THILLY SET OWN BIND	
	歯周病安定期治療(Ⅱ)	- 歯周病安定期治療(点数不明)	
	歯周基本治療	 歯周ポケット掻爬 (1歯につき)→廃止	
	图月至平月原		
	機械的歯面清掃処置	(1口腔につき) 70点 → 72点 (+2点)	
	歯肉歯槽粘膜形成手術	(1口压化 20) 10点 12点 (12点)	
	イ 歯肉弁根尖側移動術	600点→700点 (+100点)	
	口 歯肉弁歯冠側移動術	600点→700点 (+100点)	
	口腔細菌定量検査 歯科訪問診療1 (一人のみ)	新設 → 1回につき130点 770点 → 880点 (+110点)	
	歯科訪問診療2 (2人から9人以下)		
	國科訪問診療 2 (2人から9人以下) 歯科訪問診療 3 (10人以上)	2 3 5 点 → 2 5 3 点 1 3 0 点 → 1 1 1 点 (-1 9 点)	
	通信画像情報活用加算	患者1人につき月1回に限り 30点	
訪問診療	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	1 10歯未満 350点 → 400点(+50点)	
初问衫燎		2 10歯以上20歯未満 4 5 0 点 → 5 0 0 点 (+ 5 0 点)	
		3 20歯以上 5 5 0点 → 6 0 0点 (+5 0点)	
	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	450点 → 600点 (+150点)	
	在宅療養支援歯科診療所 1	320点 → 340点(+20点)	
	在宅療養支援歯科診療所 2	250点 → 230点 (-20点)	
	在宅等療養患者専門的口腔衛生処置	1口腔につき120点→130点(+10点)	
	抜歯手術(1歯につき)	南西4-1	
	1 乳菌	変更なし	
手術	2 前歯	155点 → 160点(+5点)	
	3 臼歯	265点 → 270点 (+5点)	
	4 埋伏歯	1054点 → 1080点 (+26点)	
	難抜歯加算	210点 → 230点 (+20点)	
	埋伏智歯加算	120点 → 130点(+10点)	
	メタルコア加算 (1歯に つき)	1/4/1 - 7/- k/I + //45/4	
	金属冠	メタルコアにより支台築造 +30点 → 削除	
	非金属冠	メタルコアにより支台築造 +30点 → 削除	
	支台築造	LC3# 17.C b 10.C b / . 0.0 b)	
	1 間接法 ファイバーポストを用いた場合	大臼歯 1 7 6点 → 1 9 6点 (+ 2 0点)	
	0 **** - / * 10 - 1 * 70 * 19 * 19 * 1	小臼歯及び前歯 150点 → 170点(+20点)	
歯冠修復 欠損補綴	2 直接法 ファイバーポストを用いた場合	大臼歯 154点 → 174点 (+20点)	
	+ /> / / / / / / / / / / / / / / / / / /	小臼歯及び前歯 128点 → 148点 (+20点)	
	支台築造印象	1 歯につき 3 4 点 → 5 0 点 (+16 点)	
	リテイナー	新設 広範囲顎骨支持型補綴(ブリッジ形態のもの)の場合 300点	
	チタン冠	新設 1歯につき1200点	
	レジン前装チタン冠	新設 1 歯につき 1 8 0 0 点	
	CAD/CAM/VU-	新設 1歯につき 750点	
	高強度硬質レジンブリッジ	1装置につき2500点 → 2600点(+100点)	

ドクター会計

令和 3 年分確定申告

昨年、一昨年と新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告期限が 4/15 まで 1 か月延長されましたが、今年の確定申告については一律での期限延長はされず、通常の 3/15(火)までの申告期限となっています。ただし新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告が困難な方につきましては、個別に 4/15(金)までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができます。

申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法

- ① 申告書を書面で提出する場合 申告書の右上の余白に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載
- ② 確定申告書等作成コーナーを利用して e-Tax で提出する場合 送信準備画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と 入力
- ③ 各種会計ソフトを利用して e-Tax で提出する場合 所得税の申告書等送信票(兼送付書)の特記事項欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納 付期限延長申請」と入力。

なお、この簡易な方法による期限延長の手続は、オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、 確定申告期間にかけて、お客様ご自身や従業員・顧問税理士等が自宅待機を余儀なくされるなど の理由により、申告が困難になるケースが該当します。

添付資料の省略

給与所得の源泉徴収票や医療費の領収書等は現在、税務署への提出が不要となっています。また、電子申告した場合に税務署への提出が省略となる書類も多くあります。添付省略した場合も5年間は書類の提示を求められる場合があることから、昨年までは紛失リスクに備え、税務署に書類の原本を提出しておりましたが、今年の確定申告分から原則通り書類の添付を省略することとしました。そのため、お客様への申告書返送時には、お預かりした書類の原本を添付させていただきますので、お手元に届きました申告書は5年間保存していただきますようお願いします。

添付省略となる主な書類

- 給与所得の源泉徴収票(提出不要)
- ・医療費領収書(提出不要)
- · 社会保険料控除証明書
- 小規模企業共済等掛金控除証明書
- 生命保険料、地震保険料控除証明書
- · 寄付金控除証明書

医療承継

相続不動産を譲渡した場合の取得費加算

相続または遺贈により取得した土地、建物、株式などの財産を、一定期間内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができる特例があります。

<特例の適用を受けるための要件>

- ・相続や遺贈により財産を取得した者であること
- ・その財産を取得した人に相続税が課税されていること
- ・その財産を相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以降 3年を経過する日までに譲渡していること(相続後3年10カ月以内)

<取得費加算額の計算方法>

譲渡所得=収入金額—(取得費+加算する相続税額) -譲渡費用

取得費に加算する相続税額は次の算式により計算した金額です。 (算式)

<手続・提出書類>

この特例の適用を受けるためには、一定の書類を添えて確定申告することが必要です。

(提出書類)

- ・相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書
- ・譲渡所得の内訳書や株式等に係る譲渡所得等の金額の計算書
- ※この特例と相続した空き家の譲渡所得の特例(3000万控除)は選択適用になります。